

## 山梨県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、がん患者の生活の質の向上を図るため、市町村が実施する、がん治療に伴う外見変化を補完する補整具の購入費用への助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、山梨県内の市町村とする。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、補助事業者が行う、次の各号に全て該当する者（以下「助成対象者」という。）を対象とした、がん治療に起因する外見の変化を補完する補整具の購入費用を助成する事業とする。

- 一 補助事業者への助成の申請時において、山梨県内に住所を有する者
- 二 がんの治療を受けた又は現に受けている者
- 三 がんの治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者
- 四 助成を受けようとする補整具の購入費用について、他の制度による助成等を受けていない者
- 五 補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に助成の申請をした者

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる補整具の購入費用に対し助成した額とする。ただし、補整具の購入費用については、医療保険適用外のものに限るものとし、補助対象経費の上限額及び助成の回数は同表に定めるところによる。

対象補整具	対象経費上限額	助成の回数
ウィッグ（部分用ウィッグ及びヘアエクステンション、頭皮保護用のネットを含む。）、帽子（毛付きのものを含む。）	助成1回につき2万円	1人あたり1回
乳房用の補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）	助成1回につき2万円	1人あたり左右1回ずつ
人工乳房・乳頭（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）	助成1回につき10万円	1人あたり左右1回ずつ

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額から、寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の求めにより、事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、報告しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払いとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。なお、第3条に定める助成対象者は、令和5年4月1日以降に補整具を購入した者とする。